

**令和3年8月1日から、
高年齢雇用継続給付の手続の際、
あらかじめマイナンバーを届け出ている者について
運転免許証等の写しを省略できます。**

高年齢雇用継続給付金は60歳以上65歳未満の方を対象とする給付であるため、その支給申請に当たっては、被保険者の年齢を確認する書類として「運転免許証や住民票の写し等（以下、添付書類）」を提出していただいています。

マイナンバーを届け出ている方は、ハローワークにおいて年齢の確認ができるため、令和3年8月1日以降、この添付書類を不要とする取扱いに変更いたします。

対象となる申請書

〈高年齢雇用継続給付金〉

- 高年齢雇用継続給付受給資格確認票・（初回）高年齢雇用継続支給申請書

※留意事項

雇用保険の届出には必ずマイナンバーを記載してください。
番号法※および雇用保険法に基づき、雇用保険手続の届出に併せてマイナンバーを届け出ることが義務付けられています。

※正式名称は「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」

